

B・S・ラウントリーの研究

松 尾 昌 子

目 次

はじめに

第一章 本報告の目的及び方法

第二章 ラウントリーの消費水準研究の方法

第三章 「常用賃金労働者」

第四章 貧困原因別「諸因子」の構造

おわりに

はじめに

私がラウントリー (B. S. Rowntree) の「貧乏」研究に着目したのは、現実の人間生活の中に腰をすえて、そこから、経験的に貧乏の問題を解いていくその方法を学ぶことであつた。ラウントリーは第二回調査研究 (Poverty-A Study of Town Life—1899) の序文において次のように述べている。「人々が一日の仕事を終えた後に考えることは、彼等自身のためではなく、彼等より恵れない生活をしている人々のために、よりよい社会秩序をもたすことが出来るか、ということである。……しかししつこく考えようということだけではなく、その考えることの深さと、人数が問題なのである」。それより三十六年後になされた第二回調査研究 (Poverty And Progress—1936) の結びに於いて次のようにのべている。「民主主義国家は、社会の知性の水準が高く、その精神生活がダイナミックである場合にのみ、繁栄することが出来る」。

彼はヨーク市の大企業の一つである菓子製造工場の経営者であるが、敬虔な

フレンド派のクリスチャンとして培われた信念を、調査研究及びそれにもとづく種々の提案に、自ら結実させたのであつた。三回に及ぶ調査のスケールの大きさとともに、それをつらぬく強靱な精神に感銘を禁じえない。

生活(貧困)問題の研究は、従来、問題の複雑さと困難さ(それに比して、理論自体の「貧困」が対応しているように私はおもふのだが)と、或はあまりに地味で身近な問題であるために、我国では学問的研究の対象とされること少なかったようであるが、私自身もこの研究の過程でラウントリーに元気づけられたことがしばしばであつた。

本研究は、ラウントリー自身の広範な研究からの、私の考察の一部として提出するものである。除々に深めていきたいと考えている。なお、あわせて、私の研究生生活の小さな成果として、報告することを許されたい。

第一章 本報告の目的及び方法

私のラウントリー研究の目的は、彼の諸分析を通して、「貧困とは何か」を把握することである。

研究にとりかかるときに、最初に、私が貧困を、かりに、どのようなものと考えたのかをあらわかにしておきたい。こゝでの貧困は、絶対的な意味での貧困である。絶対的な意味での貧困 (Destitution) の古典的な定義としては、ウエブンの定義がある。それはつぎのようである。

“ We mean the condition of being without one or other of the necessities of life, in such a way that health and strength, and even vitality, is so impaired as to eventually imperil life itself. Nor is it merely a physical state. It is indeed, a special feature of destitution in modern urban communities that it means not merely a lack of food, clothing, and shelter, but also a condition of mental degradation.” (註1)

つぎにラウントリーは、貧困の定義として、「第一次貧乏」と「第二次貧乏」という概念を用いた。「第一次貧乏」とは「その総収入が単なる肉体的能率を保持するために必要を最少限度にもたりない家庭」である。「第二次貧乏」とは、

「その総収入が、もし、その一部分が他の支出—有用無用を問わず—にふりむけられない限り、単なる肉体的能率を保持するに足りる家庭^(註三)」である。しかし、貧乏状態としては、「第一次貧乏」と交りない。さらにラウントリーは、第二回調査において、「最低生活水準^(註四)」をもって生活水準を測る尺度とした。ラウントリーの「第二次貧乏」を除くと、これらのとらえ方は、低い所得に対応した肉体的精神的能力の破壊された状態である。貧困は、所得の水準の問題として考えられている。私の考えも、その見解に立っている。

とはいえ、貧困は、生活必需物資の欠乏状態一般ではない。こゝでは、資本主義の下における現実の問題としての貧困の特質が何であるかということである。資本主義のもとでは、消費における水準と構造は、所得の水準、源泉及び入り方の相違等に規定されている。資本主義的生産関係とは、生産手段を持つ資本家と、生産手段からきりはなされた自由な賃労働者との関係である。賃労働者の消費行為は、生産と消費が直接的にむすびついている共同体の中でのそれと異なり、何等の社会的な扶養関係をもたない、孤立的な近代家族の世帯経営行為として行われ、そこでは、商品として売買されることが前提とされている労働力が、日日そして世代的に再生産される。これは現実の場面では、種々に屈折して現われる。階級関係は、抽象的には、単純な二つのものの相対立する関係として考えられるとしても、現実には階級の中に、その労働の性質において、技術的な又は事物的な関係において、同質的な、相対的に排他的孤立的な社会集団間の対抗関係として現われる。階級関係は、これら社会集団の支配、被支配の関係として複雑に階層化して現われている。又個々のこれらの社会集団は、所得の源泉と水準及び消費の水準と構造などにおいて異っている。この社会集団を社会階層と呼ぶことにする。そこで前にのべた貧困は、社会階層の序列の下層のものに典型的にとらえられるであろう。又、それより上位にある社会階層の中に、階層内の分化現象として、類似の貧困状態をとらえることが出来るであろう^(註五)。

第二に、消費水準と所得源との関係をあきらかにしておきたい。世帯の消費水準は、所得源及びその水準の相違に規定されていると考える。消費水準一般なる概念は現実的でない。先に規定した社会階層は、各々異った所得源と水準

であり、従って、量としては同じでも、質の異なる消費水準であろう。

さて、ラウントリーの「貧乏」研究の内容は三つある。第一は、「貧乏」状態とは、そもそもいかなるものであるかということ。衣・食・住・健康等について。第二は、「貧乏」のもつ意味又は機能について、「貧乏」は、その原因により異った意味をもつとべられている。第三は、生活水準の分析。もちろん、これら三つは、相関連して一つの全体をなすのであるが、私は、第三の研究、即ち生活水準の研究を主として考察することにする。

ラウントリーの生活水準の研究方法は、三つある。第一は、「貧乏線」を設定し、「貧乏」であるかないかを判定する。第二は、「諸因子」—収入水準及び家族構成等—が、消費水準を規定するとして、諸因子と消費水準の関係を分析する。第三は、「第二次貧乏」の研究である。

現実の消費水準は、収入水準と厳密に一致しない。家政の運営は個々まちまちであり、消費のパターンを一つに限定することは、全くの抽象である。ラウントリーは、「貧乏」は、現実の生活の状態であるという観点から、「第二次貧乏」という概念を用いた。「第二次貧乏」の原因は、飲酒、賭博、家政の不手際などである。この際、客観的には十分な収入も、主観的には、不十分な生活水準となる。彼の調査によると、貧乏人の六二%が「第二次貧乏」であった。しかし、第二回調査研究において、この概念は、放棄されている。その理由は、「社会が負っている義務は、まず第一に凡ゆる家族に適当な水準で生活すべき機会を与える経済的組織をつくり出す^(註六)」ことを目的として、貧困の問題は解かすべきと解釈されたからである。「第二次貧乏」は、立法機関外の問題として、その解決の方法を独自に研究している。しかしながら、私は、「第二次貧乏」を、全く経済的問題と規定してしまうことは出来ないと考え。現在の所得に規定されているのではないとしても、彼の過去の所得水準—自分及び両親の—との間に、全くの個別的な問題というのではない、何等かの因果関係の法則があるかもしれない。労働者の全生活史の問題としてとらえるべき重要な課題であろう。しかし、これは他日のテーマとし、こゝでは、前にのべたように、所得に直接的に、規定される貧困の問題、即ち、第一及び、第二の方法に関して考察する。以下では、ラウントリーの所論に従い、次の点を検討する。

- 一、ラウントリの消費水準研究の方法。
- 二、常用賃金労働者について。
- 三、貧困原因別諸因子の構造について。

調査年……第一回一八九九年。第二回一九三六年。

対 象……ヨーク市の労働者階級。第一回召使のない世帯。第二回二年

方 法……戸別訪問。第一回皆悉調査。第二回抽出。但し、賃金は別

調査項目……①住居について。②家賃税金額。③児童数及び年令。④世帯主及び家計補助者の職業、年令。⑤収入源と額。

(註一) 「Prevention of Destitution」 by S & B Webb, P. 1. Webb によれば、Destitution とは「フランスの Professor Huxley の『la misère』を英語に訳したもので、the Royal Commission on the Aged Poor, 1895. における Report, P. 96 の定義によれば、Destitution は『その時代の正常な標準』を基準として考えられている。

(註二) 「Poverty—A Study of Town Life」 by B. S. Rowntree, P. 117 長沼弘毅訳で九七頁。

(註三) 「同右」 P. 118. 訳、九八頁。

(註四) 「Poverty and Progress」 by B. S. Rowntree, 厚生大臣官房総務課訳二八頁。

(註五) 「社会保障」大河内一男編の「貧困の形成と社会保障」江口英一。

(註六) 「Poverty and Progress」 by B. S. Rowntree, 厚生大臣官房総務課訳、三四頁。

第二章 ラウントリの消費水準研究の方法

最初に、第一章で述べたラウントリの消費水準に関する研究のうち、第一の方法及び第二の方法について、簡単にのべる。

第一の方法は、「第一次貧乏」であり、「最低生活水準」であり、消費のバ

タインの模型をつくり、マーケットバスケット方式によりその費用を算定し、一つの基準線を設定する。(Poverty Line). そして貧困かそうでないかを判定する。生活水準は、貧困線を基準に何シリングおきかに区切られた消費水準クラスであらわされる。

第二の方法は、消費水準は、諸因子^(註一)(a)収入源……主要賃金取得者の所得額、生産年令児童(十四才以上)の家計補助額、社会福祉活動に由来する額、雑収入(個人保険、貯蓄、雇用者からの年金等)(b)家族構成……家族の大きさ、扶養児数、十四才十八才の児童数、十八才以上の児童数に規定されると考え、それら諸因子と消費水準の関係を分析する。その場合、第一の方法は単に消費水準の段階を表す指標にすぎない。第一回調査では、消費水準クラス別に諸因子の構造を分析している。ラウントリのすぐれている点は、「諸因子」の内容に示されているように、家族集団を前提とする世帯に視点をすえて分析している点である。そこから、一代家族の生活周期が、何等外的な要因によらないで、生活水準を上下に波動させることをみいだした。くわしくは、次章においてのべる。第二回調査では、消費水準クラスと、直接的貧困原因とのクロスセクションにおいて、諸因子の構造をとらえている。ラウントリの直接的貧困原因は、^(註二)「①失業、②常用賃金労働者にして家族の必要に応ずるに不十分な賃金。③自営業者や臨時的賃金労働者にして家族の必要に応ずるに不十分な所得。④老令。⑤夫の死亡。⑥夫の疾病。⑦雑」である。

ラウントリの「直接的貧困原因」とは、近代的な一代家族における本来的な世帯主、即ち「夫」の所得に生じた故障である。それらの要因により、資本主義のもとにおいては、世帯の消費水準は限界水準以下にまで低下する可能性をもつことになる。ラウントリは、この理論的な可能性に着目し、消費水準の問題を解こうとしたのである。各貧困原因に影響されている諸因子の構造の相違は、抽象的な、即ち可能性という意味での貧困の程度を規定するものである。諸因子は、ラウントリによると、第一回調査研究にせよ、第二回調査研究にせよ、等質的な世帯の消費水準を規定するものである。即ち、「量的関係」をあらわすものと考えられている。

さて、私は、第三章以下において、ラウントリが単に「量」としての消費

水準を規定すると考えた「諸因子」から、第一章においてのべた方法にもとづき、階層と消費水準の関係、即ち、階層により異なる所得源、その水準、及び家族構成をとらえていきたい。「直接的貧困原因」は、本来的世帯主の所得の性質及び状態を表わすと考えられているのであるから、これを階層と結びつけることは可能であろう。以下の考察は、貧困原因別諸因子に関する考察となる。従って、主に第二回調査研究による。ラウントリーの分析によつて、①世帯主の所得源の性質の相違により、階層をとり出し、その階層における諸因子の構造をあきらかにする。②貧困原因の影響の階層による相違。換言すれば、限界水準以下（最低生活水準以下）のものの質の相違をとらえることが出来る。

貧困原因を、世帯主の所得の状態の相違により、次の三つに分類して考察することにす。①所得の水準が低下する場合。―常用低賃金労働、自営業及び臨時的賃金労働。②所得が一時的に喪失する場合―失業、夫の疾病。③所得が恒久的に喪失する場合―老令、夫の死亡。

第二回調査で用ゐられた消費水準クラスは、夫婦及び子供三人の世帯を「moderate family」^(註一)として、その世帯における最低生活水準Ⅱ四三志六片（但し、家賃税金Ⅱ平均九志六片を払った後の金額）を基準として、AよりEまでクラス化したものである。即ちクラス「A」Ⅱ三三志六片未満、クラス「B」Ⅱ三三志六片以上四三志六片未満、クラス「C」Ⅱ四三志六片以上五三志六片未満、クラス「D」Ⅱ五三志六片以上六三志六片未満、クラス「E」Ⅱ六三志六片以上の諸クラスである。家族型の異なる世帯は、moderate family におきかえて決定されている。以下単に「クラス」という時は、消費水準クラスのことを意味する。

（第三章 以下における引用文のうち、Poverty and Progress, By B. S. Rowntree, 厚生大臣官房総務課訳、「貧乏研究」からの引用については、頁数のみを引用文の後に付す）

（註一）「Poverty and Progress」, by B. S. Rowntree 厚生大臣官房総務課訳

（註二） 同右、四〇頁。

（註三） 同右、三二頁。

第三章 「常用賃金労働者」

直接的貧困原因に影響されている諸因子の構造を明らかにするために、最初にラウントリーの常用賃金労働者の範疇及びその諸因子を明確にしておく。

一、職業の分類

ラウントリーは、職業を二つの範疇に分類している。一つは熟練労働者、他は不熟練労働者である。それらは次の通りである。

熟練労働者の範疇は、厳密に規定されていない。技能において熟練を必要とする職種はすべて熟練職種とみなされている。それらは古い手工的労働様式のもの、機械によるものを含む。又、俸給生活者も、その社会的地位が熟練労働者と同等ないしはそれ以上であるという理由で一諸にされている。彼等の生活水準は、消費水準クラス「A」及び「B」のもので、クラス「A」「B」のうちの一〇・五%、クラス「C」で三二%、クラス「D」で三二%、クラス「E」で四九%である（一七二頁）。第一図の一七七は、世帯主及び成年家計補助者の賃金である。これによるとクラス「A」「B」で高賃金を得ているものはないと云つてよい。「A」「B」に属する熟練労働者は、没落しつつある古い労働様式による職人であろう。ラウントリーは熟練労働者の典型は、クラス「E」のもので考えている。

熟練労働者の世代的関係は次のようである。「父親が熟練労働者である場合には、息子はたいてい父親と同じ職業かあるいは他の熟練を要する職業の徒弟（apprentice）になつてゐる。また、子供は事務員に就職させられる場合が多い。不熟練労働者として働かされることは稀である」^(註一)

次に不熟練労働者について。
ヨーク市の労働者（約一八、〇〇〇人）の職業は、鉄道関係従事者が全体の三割強。菓子製造業従事者が五割。これら二つの産業は、大企業である。賃金は、鉄道関係従事者の場合「他の同様の職業に従事しているものに比し相当によい賃金」であり、菓子製造業従事者においては、最低賃金（男子週五三志、女子二九志）よりもよく、平均稼働能力のもので、男子六六志三片、女子三二六

志三片である。彼等は、クラス「C」「D」に相当する賃金を得ていると考えてよ。

のこりの二割は、建設業、運輸業、印刷業従事者及び、二一三〇人以上は雇用してゐる産業(一〇頁)、例えば炭酸水製造、パン加工業、洗濯業、仕立業、牛乳配達等(二三二頁)である。賃金は、賃金裁定局の裁定をうけている。その賃金高は明確にされていないが、クラス「A」及び「B」に属している世帯主、一、一二〇人の職業と賃金高から推測することが出来る。「A」及び「B」のものの職業は、店員、土建業、運輸業、工場及び作業場で働いているもの、雑、たいていの場合店員は、雇用人一規模、その他は、四、五人の規模の企業で雇用されているものである。この他に公務(土工)に従事しているものがある。賃金は、四〇志から四九志のものが約七割である(五七頁)。第一図の一及び二によると、賃金が四九志以下のもは、男子世帯主が約一、五〇〇人、男子補助者が一〇〇〇人である。この他に女子労働者がいることを考えると、ほぼ二割になる。

以上により、常用賃金労働者は、大雑把であるが二つの階層に分類出来る。第一は、熟練労働者。第二は、大企業の不熟練労働者。第三は、中小企業の不熟練労働者である。

二、消費水準—諸因子の構造

(1) 常用賃金労働者一般

第二図は、消費水準階級の収入源及びその額である。世帯主の所得と生産年令児童による家計補助とが大部分であり、その他の収入源は意味をもたない。消費水準は、世帯主の所得水準にみあった形で、クラス「A」から「E」へと順次高まっている。補助者による補助額は、クラスを左右する程のものではない。

第三図をみていただきたい。賃金水準と消費水準の関係であるが、消費水準が単に賃金水準にのみ規定されるのではないことがあきらかである。第四図、は、いかなる賃金水準のものが如何なる消費水準となるかということを表わす。例えば、クラス「A」に相当する賃金、即ち四三志以下のもは全部で一八七四人いるが、クラス「A」に属するものはその中の二九〇人にすぎない。残りの

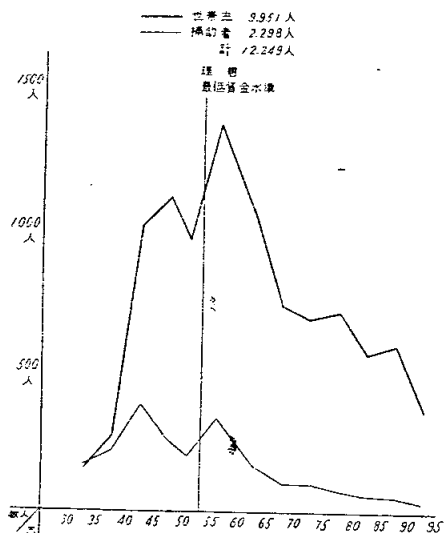
ものは、他の諸因子の影響により、それ以上の消費水準となっているのである。ラウントリーは、この間の事情について、次のようにのべている。「家族が生活しうる水準というものは、単に父親の所得額に左右されるのみならず、又一方所得補助者がなす寄与により、地方養わるべき児童数によって著しく影響されるといふことを注意することが肝要である」(一六九頁)。

次に、消費水準クラス別に家族の大きさ及びその構成をみる。第五図と第六図によれば、家族の大きさは、消費水準クラスが上級となる程小で、クラス「E」で若干増大する。児童の構成は、十四才未満のものは、クラス「A」では三人強であるのに比し、「E」では〇・七人と二・三人もの差がある。扶養児のない世帯は、序々に多くなり、扶養児の多い世帯は少くなっている。他方十八才以上の児童は、「E」で一番多いが、概してその比重は、扶養児程ではない。即ち、消費水準は、扶養児が少い程、ないしは児童数が小である程上級となるのである。ラウントリーは、この点を家族がとる家族構成の律動と結びつけて、労働者の一生の生活水準の波動を説明した。即ち、一代家族は夫婦ではじまる。次に子供が構成員として加わり、消費単位の増大により生活は苦しくなる。やがて子供が生産年令に達して稼ぎはじめ、その家計補助により生活は楽となる。しかし、子供は結婚年令に達し、親の世帯から独立していく。後には、年離れた夫婦が残され、労働不能となるにつれて、又生活水準は低下する。最後に夫婦の一方の死亡により家族は解体する。これが生活周期(Lifecycle)である(一七三頁)。この間に家族型は、典型的には、①若い夫妻。②夫妻+非生産年令児童。③夫妻+非生産年令児童+生産年令児童。④夫妻+生産年令児童。⑤年老いた夫妻である。ラウントリーは、年令別の消費水準クラス構成を分析したが、その結果、「A」「B」に属しているものは、一才未満のもので五・五％、一才四才で四九・七％、五才十四才で三九・一％、十五才二十四才で二三・七％、二五才四四才が二八・八％、四五才六四才が二〇・七％、六五才以上のものが四九・五％であった(一七四頁)。右記の三つの経済的窮迫期のあることがわかる。

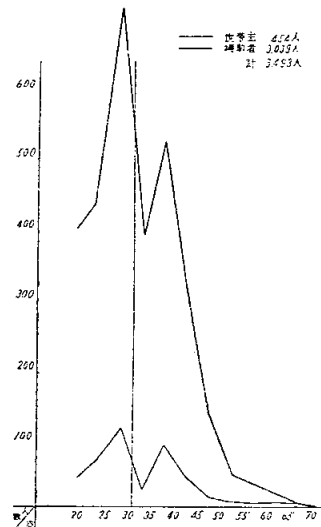
(2) 三つの階層別消費水準及び諸因子の構造

生活周期の影響は、階層により異ると考えられる。ラウントリーは、消費水

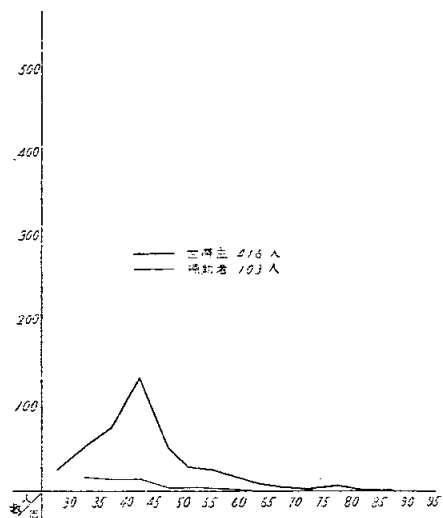
第1図の1
男子世帯主及び補助者の賃金
(21才以上)



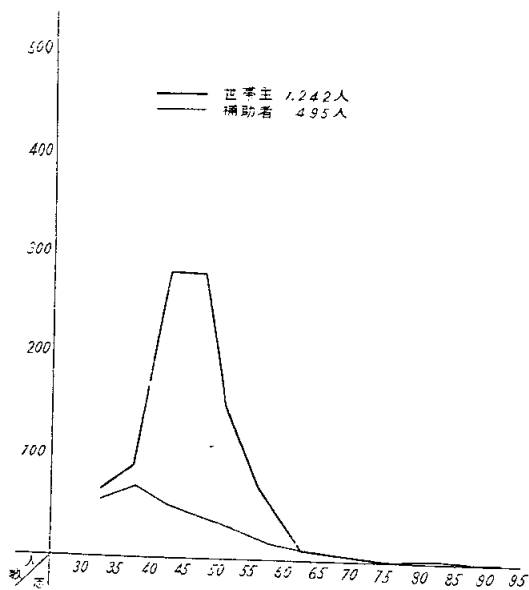
第1図の2
女子世帯主及び補助者の賃金
(18才以上)



第1図の3
クラス「A」世帯主及び補助者の賃金
(男子21才、女子18才以上)

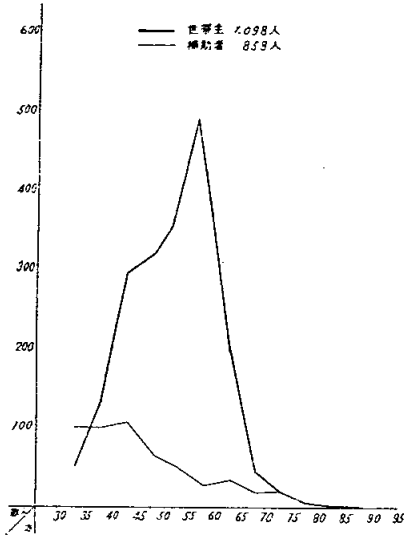


第1図の4
クラス「B」世帯主及び補助者の賃金
(男子21才、女子18才以上)



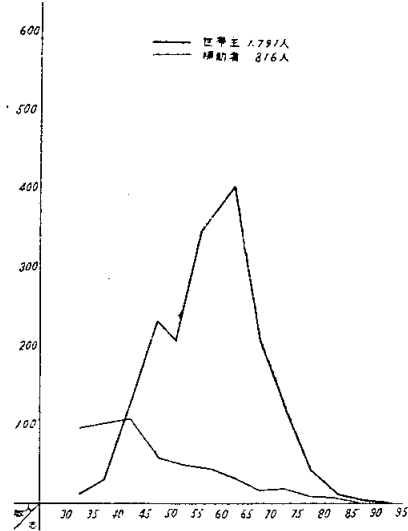
第 1 図の 5

クラス「C」世帯主及び補助者の賃金
(男子21才、女子18才以上)



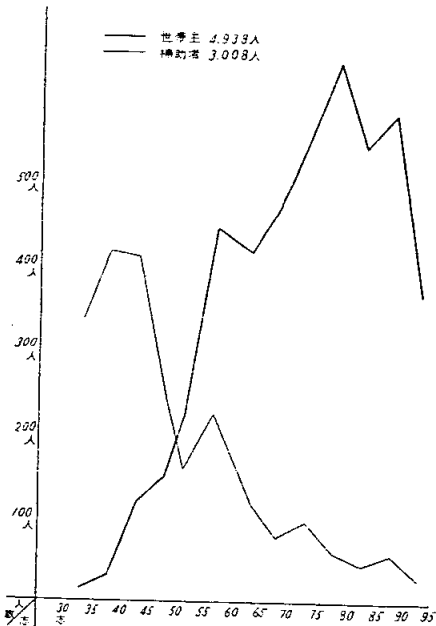
第 1 図の 6

クラス「D」世帯主及び補助者の賃金
(男子21才、女子18才以上)



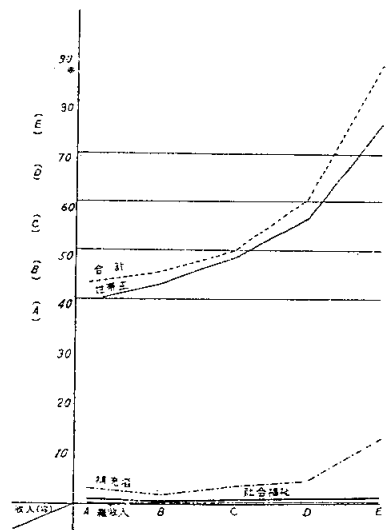
第 1 図の 7

クラス「E」世帯主及び補助者の賃金
(男子21才、女子18才以上)

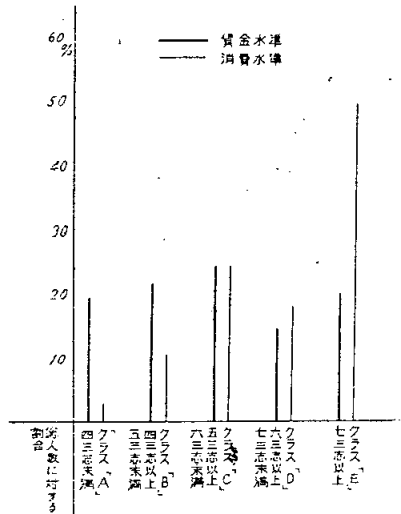


第 二 図

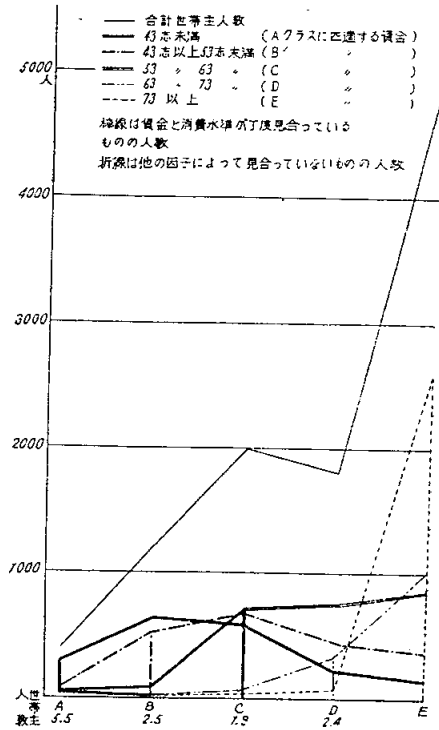
常用賃金労働者
消費水準階級別収入源及額



第三図
賃金水準別及び消費水準別構成
(総世帯数を100とする)



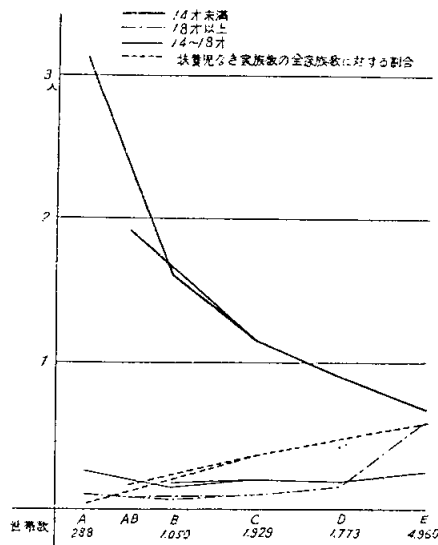
第四図
消費水準別(クラス)と世帯主
賃金との関係 (男女)



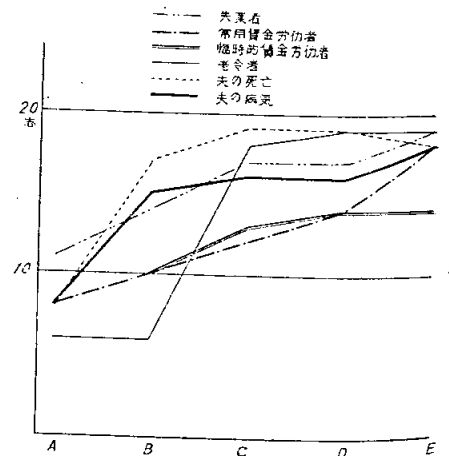
第五図
各クラス平均家族員数



第六図
常用労働者家族に於ける消費
水準クラス別家族構成



第七図
原因別補助者の一人当たり平均補助額



準クラス別に所得水準や家族構成を分析している。世帯主の所得額と諸因子の関係は、直接的に把握出来ない。しかし、種々の資料から推測を試みようと思う。

第四図に戻る。賃金水準と消費水準の関係は、低賃金のものほど消費水準はより上級となっている。賃金が四三志未満のものは、その五・五倍が「B」以上である。四三志以上五三志未満のものは二・五倍、五三志以上六三志未満で一・九倍、六三志以上七三志未満で二・四倍がより上級となっている。もしも生活周期の影響が全く同じならば、このような差はない筈である。なぜなら、各賃金の世帯は、種々の家族型からなり、平均すれば相殺されて同じ家族構成となるからである。賃金水準の下級のものの上級率が大であるためには、家族構成は、扶養児に対して生産年齢児童の割合が大きいか、或いは小でなければならぬ。他方高賃金層ではこの逆のことがいえる。次表は不熟練労働者と熟練労働者との結婚年齢の傾向を表す。

年 令	熟練労働者	不熟練労働者
	%	%
20才未満	0.5	4.2
20~22	18.2	27.7
23~25	30.0	26.5
26~30	27.8	23.5
31~35	7.8	8.1
36~40	3.0	4.5
41~45	4.6	1.4
46~50	2.4	1.4
50以上	3.7	2.7
計	100	100

注 熟練労働者=624人
不熟練労働者=497人

（註二）
働者との結婚年齢の傾向を表す。不熟練労働者に二五才未満が多く、熟練労働者では二三才以上三〇才未満のものが多し。熟練労働者の方が、両親と共にいる期間が長く、この点から考えると家族の大きさはより大となる。ところで生産年齢児童の家計に対する補助について、次のようにのべられている。「子供

の多くが一週五志から八志稼げるようになるとすぐに工場にかよわされる。ひとつの職業を見習っておけば、(apprentice)当座の賃金は、安くとも先々子供のためにするのだが、(註三)年季のあけるまで良い賃金がもらえないという理由で親達にはたいして魅力がないのである。生産年齢児童の意味は、不熟練労働者と熟練労働者では異なる。即ち不熟練労働者の場合は、十四才以上になると例外なく実質的な家計補助者となるが他方熟練労働者は成人してはじめて役に立つこととなる。第七図をみていただきたい。それは補助者一人当たり平均補助額と消費水準クラスとの関係である。「A」「B」では一〇志未満、「C」「D」では十二〜十四志、「E」では十八志となっている。ヨーク市での一般慣習として、男子成人労働者で二〇志、女子成人で十五〜十八志、十八才未満のものが一〇志内外を家計に入れる。但し、男子成人でも中小企業労働者の場合は、二〇志より一段少い(二七頁)。従って「E」クラスは十八才未満のものではなく、又、大企業労働者及び熟練労働者であろう。「D」クラス以下では相混っているであろう。

「A」「B」と「C」「D」は、十四〜十八才の人数も十八才以上の人数も変わらないので、十八才以上の児童の補助額に差があり、「A」「B」の補助者と「C」「D」の補助者は、質的に相異っていると考えられる。

以上により常用賃金労働者を三つの分類したが、それらの消費水準は、各々ことなつた労働力再生産構造に規定されていると考えられる。

(註一) 「Poverty - A study of Town Life」 by B. S. ラウンツリー長沼訳、八一頁。

(註二) 同上 四一七頁。

一九三六年においても、相対的傾向は変わらないと考える。

(註三) 同上 六八頁。

第四章 貧困原因別「諸因子」の構造

常用賃金労働者との比較において、諸因子の意味を考察する。

一、世帯主の所得水準が低下する場合―自営業者及び臨時的賃金労働者

「常用低賃金労働者」に関しては、前章において考察したので、本章ではふれなす。

「自営業者及び臨時的賃金労働者」の五四％は、クラス「A」「B」に属している。「常用賃金労働者」の一六％と比べると、その割合は非常に大きい。(四二頁、一六二―一六七頁)。

「自営業者及び臨時的賃金労働者」のうち、クラス「A」「B」に属するもの四六八名の職業は、以下の通りである。

自営業者……小商店主六九名、勧誘員及び行商人五八名、馬車曳き一二名、靴直し一五名、請負の庭師一三名、駅外ポーター三名、洋服屋一〇名、保険外交員八名、煙突掃除夫四名、アイスクリーム屋六名、車置場番人二名、周施人二名、露天果物商四名、窓ガラス磨き一九名、下宿屋管理人、支那人鋸打工、鍛研ぎ、タクシー運転手、モーター修理工、鍛冶屋、薪炭商各一名、計二四四名(六五頁)。

臨時的賃金労働者……臨時労務者一二七名、牛車曳き一三名、工場労働者四名、塗工及び装飾師九名、指物師三名、管理人八名、自動車運転手六名、店員二名、洗濯屋三名、屋根ふき、舂舟夫、鋸打工、バス車掌、家具職、印刷職人、自動車油差、郵便配達夫、仕上工、籠製作工、馬丁、夜番各一名、計一九七名(六七頁)。以上のものは、ラウントリーの説明により三つに分類出来る。①「職を失って正規の雇用をみつけれなかつた人々……もし規則的な職業が見つかれば、喜んでその現在の職業を断念する」もの、即ち本来的な失業者。

②「ねばりを欠いている故に、或は精神的肉体的に無能力な為に、常に正規の職業に不向きであった者……どん底には街頭の浮浪人がある……彼等はその定めなき生活になれるに至つた」即ち社会の底の沈殿してしまつてゐる人々で、小商人、行商露天商及び類似の浮浪的職業従事者、仲介人等。③例えば洋服屋のように「年期を入れた人々であるが、定期に仕事をすることが出来ず、工場制の衣服の低廉なため、注文の仕事の量が限られてゐるために、うまく競争出来なないもの、即ち職人的性格をもつ手工業者である(六五―六八頁)。

第八図をみていただきたい。「自営業者及び臨時的賃金労働者」世帯の収入

源及びその額である。「常用賃金労働者」と同じように、収入のうち世帯主の所得が最も大きな部分を占めてゐる。しかし、この図で気づくことは、クラス「A」及び「B」のものが三〇志から四〇志で、クラス「C」「D」「E」のものが五〇志から六〇志というように世帯主の所得が二大別されることである。生産年令児童による補助額は、クラス「B」と「C」とでは、ほぼ同額であり、又扶養児数及び生産年令児童数(第九図参照)も大差ない。従つて、世帯主の所得額に、もともと差があるのである。これら二つの所得額は、異つた性質を表わすと考へてよいであろう。それを実証する十分な資料はないが case record (69-71, 14-23, 143-160頁)によりその性質を推測してみる。次頁の表は、世帯主の所得額により分類し、整理したものである。

ケース数が少く、かつ「クラス「A」及び「B」のもの」のケースが主であるため、五〇志以上のものはさらに少いので、厳密ではないが、次のようにいえる。三〇志から四〇志の所得は、主に失業者ないしは現役軍からの脱落者のものであり、五〇志から六〇志の所得は、主に手工業者のものであると。

次に家族構成を考察する。ラウントリーの叙述によれば、「自営業者及び臨時的賃金労働者」のうち約半数が失業者である(六八頁)。失業者に関しては、後に詳しくのべるので、こゝでは除く。

第五図、第九図及び第十図によると、家族の大きさは「常用賃金労働者」よりも〇・四人少い。家族構成では、扶養児が少く、一四―一八才の児童も少い。したがつて、常用労働者よりも相対的に高齢層であると考へられる。しかし又一八才以上の児童数も少い。「老令」世帯や「夫の死亡」世帯と比べて、顕著な特徴である。「失業者」の家族の大きさと及びその構成は、「常用賃金労働者」以上に大きく、かつ扶養児が多い(第十二図参照)。それがそのまま「自営業者及び臨時的賃金労働者」の中の「失業者」についてもいえると仮定すると、「自営業者及び臨時的賃金労働者」の家族の大きさは、特にクラス「A」「B」においてさらに小となり、扶養児も少いことになる。クラス「A」及び「B」のグループ、即ち三〇―四〇志のものと、クラス「C」「D」「E」のもの即ち五〇―六〇志のものとの家族の大きさ、及びその構成を区別してとらえることは、資料の制約により出来ないものであるが、ほぼ同じ傾向があると考

[50 志未 満]

自 営 業						臨 時 的 賃 金 労 働 者							
世 帯 主			補 助 者			世 帯 主			補 助 者				
職 業	所得	年令	職 業	賃金	補助額	年令	職 業	賃金	年令	職 業	賃金	補助額	年令
魚 揚 物 店	40	39	(非生 1 人)				半 熟 練 工	45	35	菓 子 屋 見 習	10	11	14
新 聞 売 り	25	23	(な し)										そ の 他 4 人
集 金 人	45	26	(非生 1 人)										
半 熟 練 工 (やとわ れる こと も ある)	40	41	(非生 2 人)				自 動 車 油 差 し (失 保)	18.2 (14)	27	(な し)			
牛 車 曳 き	36	44	(15才 但 し 不 具)				雑 役 労 働	30	21	(非生 1 人)			
日 雇 庭 師	35	35	(非生 1 人)				機 械 主 商 会 で 臨 時 的 労 務	30	28	(非生 2 人)			
							季 節 的 工 場 労 働 者	45	38	(非生 5 人)			
							オ フ ィ ス 掃 除 夫	35	43	工 場 労 働 者	88	25	21
										〃	30	17	20
										〃	33	18	18
										〃	12	10	15
										(非生 2 人)			
							製 作 所 の 臨 時 工	20 ~40	33	(非生 4 人)			
							臨 時 工	40	36	(非生 3 人)			

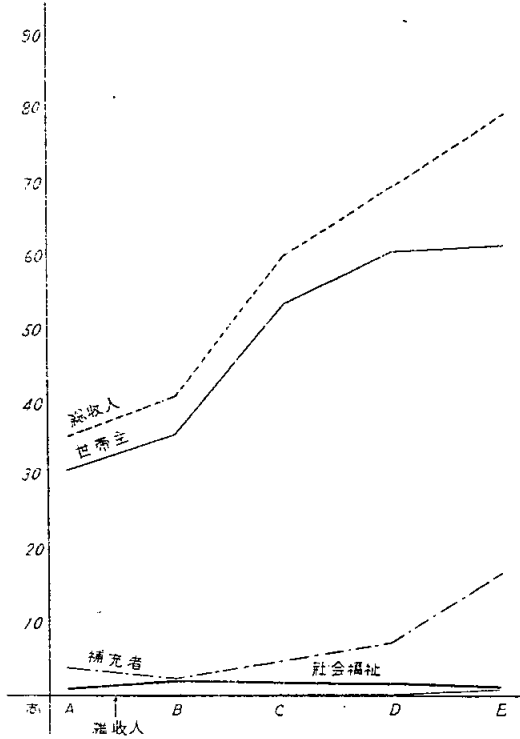
[50 志 以 上]

自 営 業						臨 時 的 賃 金 労 働 者							
世 帯 主			補 助 者			世 帯 主			補 助 者				
職 業	所得	年令	職 業	賃金	補助額	年令	職 業	賃金	年令	職 業	賃金	補助額	年令
熟 練 工, 自 営	50	41	工 場 労 働 者	11	10	14	あ る ク ラ ブ で 働 く	50	35	(子 供 5 人 14 才 以 下)			
						そ の 他 6 人	煉 瓦 職 人	53	42	女 洗 濯 屋 で 働 く	15	12	17
熟 練 工, 自 営	50	44	(非生 3 人)							男 搾 乳 夫	26	18	17
										(そ の 他 非 生 3 人)			
							国 勢 調 査 の 臨 時 使 用 人	55	56	(非生 3 人)			
							銀 細 工 師	54	29	(な し)			

えてよいであろう。しかしその意味は異なる。前者の場合、扶養児が少く、家族の大きさが小であるということ、世帯主が比較的高令であるためであるか、精神的肉体的無能力のためにもともと家族を形成したことがないか、或いは没落の過程で分散してしまったかであろう。第一番目の理由であるとすれば、十八才以上の児童は、常用賃金労働者より多くなければならないが、これは大差ない。従っていずれであるにしても、常用賃金労働者のような、正常な生活周期を通らない家族型であろう。後者については次のように考えられる。第七図によれば、補助者一人当りの平均補助額は、「常用賃金労働者」の場合、クラス「A」から「E」にかけて順次その額がましている。この理由については、前に説明したところ、自営業及び臨時賃金労働者では、ク

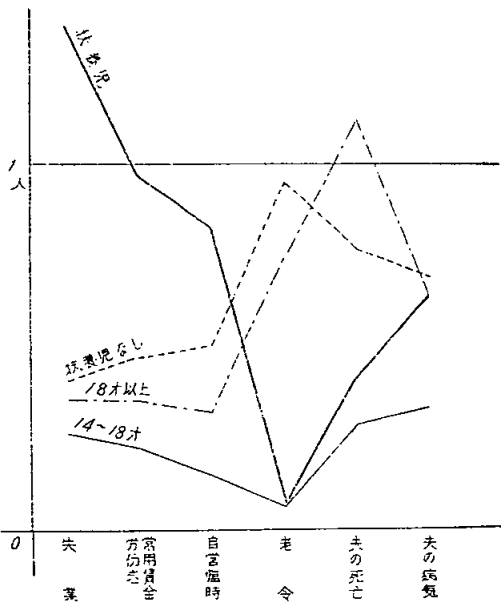
第 8 図

自営業者及び臨時的賃金労働者
消費水準クラス別収入源



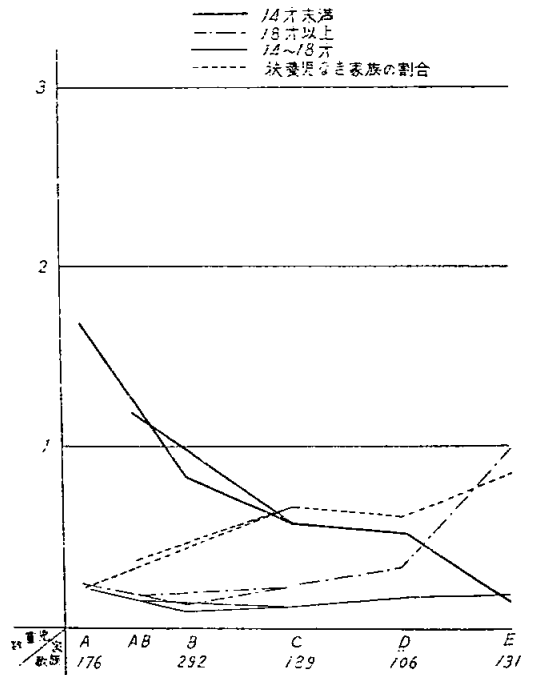
第 10 図

原因別一世帯当り児童の構成



第 9 図

自営業者及び臨時的賃金労働者家族
における消費水準クラス別家族構成



ラス「C」から「E」にかけて一三志から一四志とほとんど変りない。このことから二つの事が推測される。第一は、近代的熟練労働者の再生産構造と異り、次代は不熟練労働者として早々に親の世帯から独立し別れて行くということ。第二は、もし親の職業を世襲する場合、所得は、一般労働者の水準よりも低い。そのために親の世帯に止まっているということも考えられる。クラス「E」は、その寄合う者の人数の大きさによって「E」クラスにまで達したのである。おそらく第一の場合が多いであろう。

従って、この階層は、次第にその構成員数を減じつつ、かつ社会的地位も相対的に低下しつつあるであろう。

二、世帯主の所得が一時的に喪失した場合—失業、夫の疾病

(1) 収入額及び収入源

クラス「A」「B」のもの割合は、「失業」の場合は、全失業世帯の約九割、「夫の疾病」の場合は、六割強である(四二、一六二—一六七頁)。クラス「A」「B」のものの中の割合は、「失業」が二八・六%、一番大きな貧困原因、「疾病」は四・一%である(四一頁)。全労働者世帯の中の「失業者」世帯の割合は、約一割である。一九三六年は、第一次世界大戦の後の一般的な危機の時代といわれる時期であるが、失業は、大量化し、慢性化していったのである。失業期間四年以上に及ぶものが、四〇%をも占め、一年以内のものは、二〇%にすぎない(四八頁)。

第十一図、第十四図により、収入水準及び収入源をみると、世帯主の所得は、殆んど〇に近い。主な収入源は、生産年令児童の補助と社会福祉活動に由来するもの(注一)とである。「常用賃金労働者」の場合と比較して、世帯主の所得と補助者の補助との役割は完全に逆転している。概して生産年令児童による補助額の意義が一番大きい。

(2) 家族の大きさ、家族構成

「失業者」世帯の場合、家族の大きさは、平均三・九人で一番大きい。但しクラス「B」においてのみ二・九人と少い。(第五図参照)。第十図によれば、「失業者」家族では、扶養児は「常用賃金労働者」より平均して〇・四人多い。失業者は、相対的に働き盛りの壮年層が多いということであろう。家族の大き

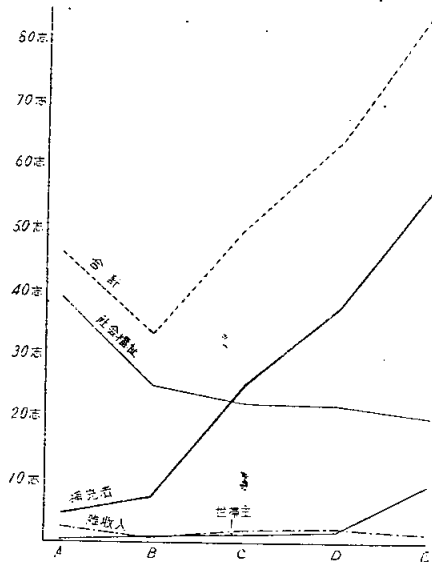
年 令	人 数	%
30 才 未 満	246	19.6
30才以上40才未満	386	30.7
40才以上50才未満	272	21.6
50 才 以 上	353	28.1
計	1257	100.0

者の人数に正比例する。第十三図は、世帯主でないものも含めた、全失業者のクラス別年令構成である。クラス「D」及び「E」のものは、二十才から三十才までのものに一番多い。しかし、これらのものを世帯主と考えると、前述した第十二図と矛盾する。おそらく、比較的高所得を得ている「常用賃金労働者」である親と同居している補助者であろう。クラス「A」は、二〇才から四〇才までのものが一番多い、クラス「B」「C」は五〇才以上のものに多い。さて、第七図により、家計補助者の一人当り平均補助額をみると、クラス「A」で一志、「B」で十四志、「C」「D」「E」は各々十七志、十九志である。補助者の年令や性別、職業により補助額に相違があることを前に述べたが、クラス「C」「D」では十四〜十八才の家計補助者が比較的多数交り、クラス「E」では、殆んど、成人の熟練労働者か大企業労働者の補助者であろう。

「夫の疾病」世帯における家族の大きさは、「常用賃金労働者」とほぼ同数である(第五図)。「失業」の場合と同じように、クラス「B」がもっとも少く、それから順次増加している。家族構成は、扶養児数も十八才以上の児童数もともに〇・六四人で、常用賃金労働者よりも扶養児は〇・三人少く、十八才以上の児童は、〇・四人多い。クラス「A」及び「B」に属する世帯主の年令は次表の通りである。「夫の疾病」の世帯主は、「常用賃金労働者」よりも、もちろん「失業者」よりも高齢であると考えられる。第十四図及び第十五図に

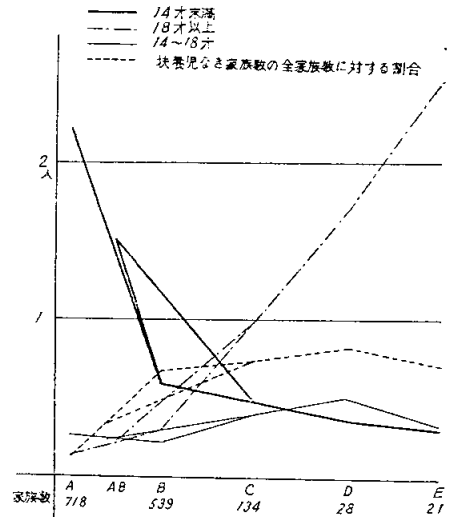
第 11 図

失業者消費水準クラス別収入源及び額



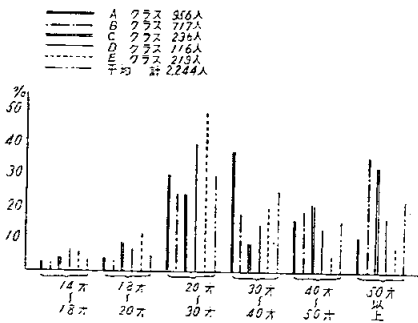
第 12 図

失業者家族における消費水準クラス別家族構成



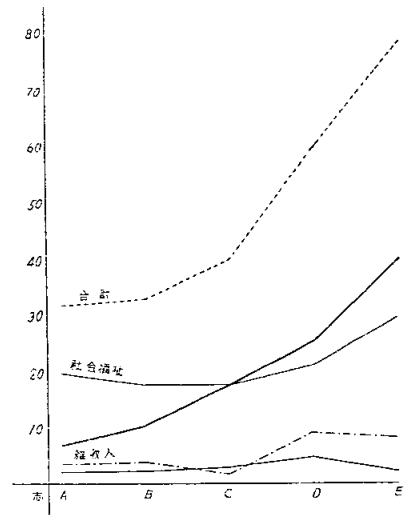
第 13 図

全失業者のクラス別年令



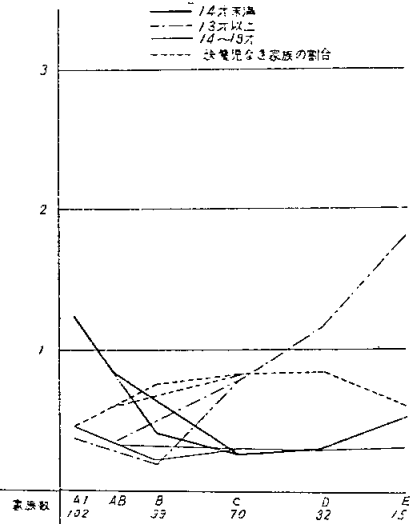
第 14 図

夫の疾病消費水準クラス別収入源及び額



第 15 図

夫の疾病家族における消費水準クラス別家族構成



年 令	人 数	%
30 才 未 満	8	4
30才以上40才未満	33	15
40才以上50才未満	45	23
50才以上60才未満	69	35
60 才 以 上	46	25
合 計	201	100

は、十四、十八才の補助者の役割が大きく、又、十八才以上の補助者の補助額も、一般水準より低いであろう。クラス「E」の補助者は、年令、職業共によりすぐれているものであろう。しかし他方、消費水準は、一世帯当りの補助者の人数の影響が大きい。失業と比べて、生産年令児童の割合は世帯主がより高齢のため大きいのであるが、しかし寄合う形で、親の世帯をたすける傾向があるように思われる。

三、世帯主の所得が恒久的に喪失した場合―老令、夫の死亡

「老令」及び「夫の死亡」世帯は、全労働者階級のうちの十四%及び七%である(四二・四三頁、一六二―一六七頁)。クラス「A」及び「B」に属するもののみについてみると十五%及び八%である(四二、四三頁)。「老令」世帯の中では、五二%が、「夫の死亡」世帯の中では四三%が、クラス「A」及び「B」に属している。こゝでいう「老令」とは六十五才以上のことである。

(1) 収入額及び収入源

主たる収入源は、第十六図及び第十七図よりみると、社会福祉活動に由来するものと、生産年令児童による家計補助とである。世帯主の所得は、「老令」であれ、「夫の死亡」であれとるに足りない。「夫の死亡」の場合の女子世帯主の所得については、第一図の二を参照されたい。「老令」世帯の特徴は、雑収入が相対的に多いことである。雑収入とは、主に元の雇用主からの年

よれば、クラス「B」では、補助者の人数は、〇・八人少いの、補助額は多い。失業者の場合と同じように、クラス「A」には、より若年の、扶養児をかゝえた世帯主が集中し、クラス「B」は、六〇%近い五十才以上の世帯主達であらう。第七図をみればさらにあきらかである。クラス「A」では一人当り補助額は、八志しかないが、クラス「B」では十五志である。クラス「C」「D」は各十六志、クラス「E」は十九志である。クラス「A」

金、貯蓄資産、個人年金等である。しかし、その額は平均四・四志しかない。クラス「E」は十六志であるが、その人数は、全労働者世帯数の二%でしかない。全労働者にとつて、個人的な老後のそなへは、このようなものでしかない。

総収入の中での補助額の割合は、クラス「A」「B」において、「老令」世帯では、十五%及び十四%。「死亡」世帯では、三八%及び四四%である。クラス「C」「D」「E」において、「老令」世帯では三五%、「死亡」世帯では、五四%である。概して、「老令」世帯の方が、補助の意義は小である。

(2) 家族の大きさ及び家族構成

「老令」世帯の家族の大きさは、第五図によると、クラス「A」から「E」へと順次大きくなっていく。「常用賃金労働者」の場合と丁度逆である。平均数は二・六人で最も少い。「夫の死亡」世帯は、クラス「C」でもっとも少い。「D」「E」へと極端に大きくなっていく。平均人数は、「老令」に次いで少く三人である。しかし、この世帯は、「夫の死亡」世帯であるから、「夫」が一人欠けているのである。従つて四人と考えるのが妥当であらう。「失業者」と同じように大きいということになる。

次に家族構成を第十八図によりみる。「老令」世帯では、扶養児はクラスに關係なく殆んどいない。「六十五才」以上であるのだから当然であらう。扶養児がある場合でもおそらく生産年令に間近い児童であらう。第十図により他の原因の影響をうけている世帯と比べると、やはり扶養児及び十四、十八才の児童は、きわだつて少く、十八才以上の児童は〇・七四人である。十八才以上の児童数をクラス別にみると、クラス「A」及び「B」では〇・四人、「C」が〇・七人、「D」が一・三人、「E」が一・八人である。世帯主は六十五才以上のものばかりであり、ヨークの労働者階級の平均児童数は三人以下であること考え合せると、クラス「A」及び「B」では〇・四人であるから多子世帯(児童が三人以上)であつた世帯の末子であるということも考えられるが、一般にこれら補助者の年令は、相当に年長であると考えられる。

補助者一人当り補助額を、第七図によりみる。クラス「A」及び「B」では六志しかない。「C」「D」「E」では、十八志及び十九志である。その差は

年 令	人 数	%
40 才 未 満	59	10
40才以上55才未 満	256	52
55 才 以 上	188	38
計	496	100

格段である。「A」及び「B」のものは、殆んどが十八才以上であるから、彼等の職業は、「自営業者及び臨時的賃金労働者」の場合のような、特殊なものであるか、或は、失業者である。彼等は、所得が低水準であり、独立して生計がたてられぬために、寄り合っているのだからと考えてよいであろう。クラス「C」「D」「E」の補助者は、文字通り、家計補助のために、親の世帯に止まっているか、或は、近代的な熟練労働者であつて第三章でのべたように、結婚年令がおそく、従つて、両親も晩婚であり、子供も多年にわたり同居するので、老令にいたつてなお子供がともにいることになるのであろう。おそらく後者の場合が多いと思われる。というのは、「老令」は特殊な事故ではなく、一般的な一大家族の生活周期としての問題だからである。熟練労働者に関して、ラウンドリーは、次のように叙述している。「老令になつて更に下のクラスに墮落する者の中にはあるとはいへ、此等高給をはんでいる者は、その労働生活を通じて大概ねクラス「E」の中で生活するであろう」(二三八頁)。そして又、補助者の経済的能力は、熟練労働者と不熟練労働者では異なるであらうし、従つて、世帯全体となると、その差はますます大となる。

「夫の死亡」世帯の家族構成は、第十図によれば、扶養児は「老令」に次いで少く、十八才以上の児童は一番多い。扶養児と十八才以上の児童との関係は、「常用賃金労働者」の場合と丁度逆である。

この家族構成から直ちに推察出来ることは、生活周期の上において、生産年令児童が最も多くなる時期にある世帯が多いであろうということである。即ち世帯主の年令でいえば、前述した「夫の疾病」世帯と「老令」世帯の間にあることになる。

しかし扶養児が少いのは、「夫の死亡」が、家族が形成されて間もなくであることによるのかもしれない。一概に生活周期上の位置を規定しない。クラス「A」及び「B」に属する未亡人の年令は次表の通りである。前掲した「疾病」世帯主と比較すると、妻の年令は夫の年令より下であることを考慮すると

して、年令層は変りないか、或はむしろ「疾病」よりも若い。「疾病」の場合、クラス「A」「B」に、扶養児をかゝえている世帯と、老令に近いもので補助者のない世帯が集つてゐる。これに比し、「夫の死亡」は、四十才未満のものが、約半分の割合となつてゐる。即ち、扶養児をかゝえている世帯は少い。しかし、世帯主が老令に近くなり、従つて児童が生産年令に達し、成人となつた場合、母親の世帯からわかれて独立する傾向は、「疾病」世帯と比べて少いとみてよいであらう。補助者のいない世帯の方が少いのである。生産年令に達した児童は、一家の主人の機能を代替してゐると考えられる。

第十九図によりクラス別に家族構成をみると扶養児の人数は、「A」から「E」へとゆるやかに減少し、十四才十八才の児童は殆んど変りがない。十八才以上の児童は、「A」から「C」までは、〇・二二人の差しかなく、「D」「E」と急激に増し、クラス「E」では二・三人である。家族の大きさは、十八才以上の児童の人数により決る。

第七図により、補助者一人当たり平均補助額をみる。「A」は八志、「B」は七志、「C」「D」「E」は、十八志と十九志である。「老令」の場合と同じように、最低のクラス「A」のものと、それ以外とは非常な差がみられる。クラス「A」の成年補助者は、一般水準より低い所得しか得ていないものである。なぜなら、十四才十八才の児童数は、全クラスすべて同じであるから。クラス「B」は、「C」と比べて扶養児数が大であるため、家族の大きさが大きい。「C」「D」「E」の消費水準は、補助者の人数により規定されてゐるとみてよい。この補助者は、皆十八才以上の大企業労働者か熟練労働者であらう。彼等の寄り合う度合が消費水準を決定してゐる。

四、まとめ

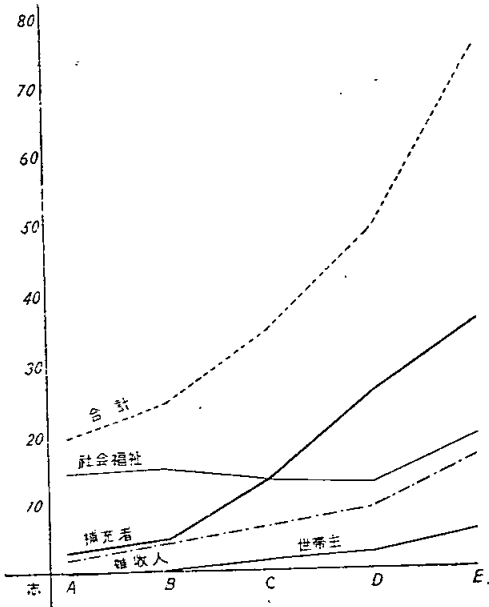
以上の考察は、社会階層別に諸因子の特徴をとらえ、次に、貧困な階層における諸因子の構造、及び「貧困原因」の意味や階層による影響のうけかたの差異を分析してきた。最後に、後者に関して、簡単にまとめておく。

「中小企業不熟練労働者」は、低所得と生活周期による消費水準の波動の特質により、扶養児が多数となる期間、「貧困」に陥る。

「手工業者」は、所得高は現在一応の水準にあるものであるが、世代的にと

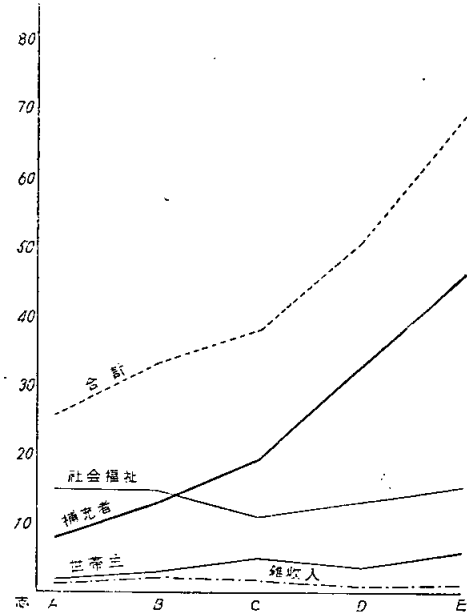
第 16 図

老令者，消費水準クラス別収入源及び額



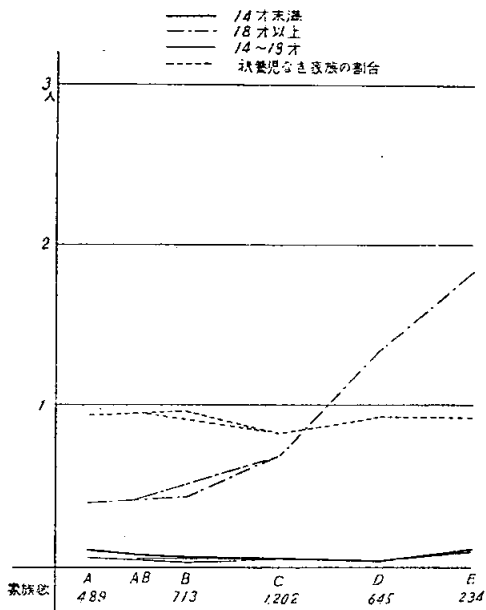
第 17 図

夫の死亡，消費水準クラス別収入源及び額



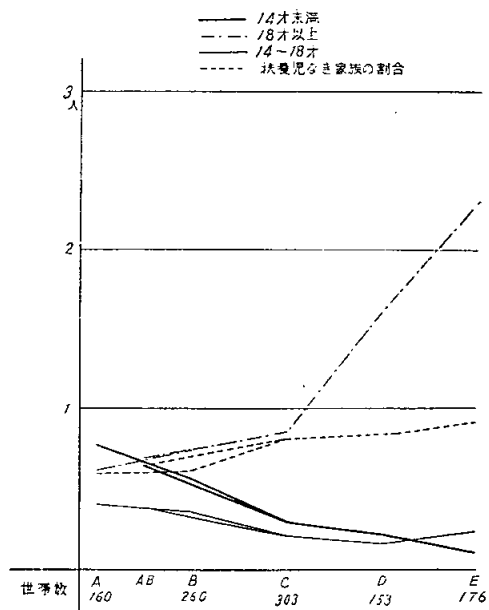
第 18 図

老令者家族における消費水準クラス別
家族構成



第 19 図

夫の死亡家族における消費水準
クラス別家族構成



らえると低下しつゝある傾向があり、世代的関係による生活保障機能が、一つは、次代が不熟練労働者となることにより、他は、同じ職業についてた場合、その所得水準が低位であるため、失われつつある。

「小商人、行商露天商、及び類似の職業従事者、仲介人」等についてみると彼等自身の低所得即「貧困」である。

「夫の疾病」の場合は、扶養児が多い世帯、及び補助者のない高齢者世帯は「貧困」である。「失業」による貧困は、扶養児のいる若年型の家族の問題であると考えられた。しかも、一部の成年補助者のいる世帯をのぞくと、殆んどが「貧困」である。しかし、一九三六年という特殊な状況を考慮するならば、むしろ「失業」は、資本によるたえざる「反撥」と「吸引」の過程と考え、階層間の「平行」「上向」「下向」の移動の型を、階層の機能の相違において、とらえることが重要であろう。

「老令」の場合、成年補助者の補助がなければ、貧困となる。成年補助者の人数及び補助額は、彼の過去の階層により異なる。「夫の死亡」では、最も成年補助者に依存している。

本来的な所得を喪失する場合、世帯の消費水準は、扶養児のあるなし、その人数、補助者のあるなし、その人数、年令、職業に規定される。即ち、喪失する以前に、常用賃金労働者であった時に、ほぼ運命づけられているといえよう。

(註一) 失業保険の内容 (二四三頁)

男子	適当り納入額	一〇片
扶助額	男子	一人 一七志
	夫婦	二六志
	一四才未満一人につき	三志
女子	遇当り納入額	八片
扶助額	女子	一五志
	一八〜二一才青年納入額	八片
	扶助額	一四志
	女子	納入額 七片
	扶助額	一二志

おわりに

私の研究の目的は、「貧困とは何か」を把握することであった。

以上の考察の結果を述べるところである。第一に貧困な社会階層の内的構造の相違について。貧困を第一意でのべたような絶対的貧困の意味に解するとしても、貧困な階層は一つでなく、いくつかあると考えられる。なぜなら、階層とは、消費水準のみならず、所得の水準及び源泉、家族の型等を綜合した概念と考えるからである。貧困は、欠乏状態としては、同一であっても、社会的な態様、又家族としての態様は異なる。だから、「貧困」とは、諸「社会階層」にとって、意味が非常に異なるといふことであろう。

第二に、貧困な階層へ没落する経路は、階層により異なり、外的、内的原因を問わず、その影響は、異なると考えられる。

ただ以上でラウンドリーの、消費水準を規定する貧困原因別の「諸因子」に関する分析を考察したが、彼にはもともと「階層」という視点は意識化されていなかった。従って、ここでの、「階層」を用いての分析は資料の制約内で考えられる範囲で典型化したのであるから、「例」ということになる。「階層」と「諸因子」の相関関係をより明確にするには、その材料をより豊富にし、階層をさらに細分化してとらえることが重要であろうと考える。